

○水戸市男女平等参画センター条例

平成22年 3月24日

水戸市条例第 3号

改正 平成26年12月22日条例第53号

平成27年 3月24日条例第 9号

平成27年 3月24日条例第13号

水戸市男女文化センター条例（平成13年水戸市条例第 5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、男女平等参画センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 男女平等参画社会の形成を推進するため、男女平等参画センターを次のとおり設置する。

名称 水戸市男女平等参画センター

位置 水戸市五軒町 1 丁目 2 番12号

（平26条例53・一部改正）

（事業）

第 3 条 水戸市男女平等参画センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 男女平等参画社会の形成のための講演、講座、研修、展示等に関する事。
- (2) 男女平等参画社会の形成に関する情報の収集及び提供に関する事。
- (3) 男女平等についての相談及び助言に関する事。
- (4) 男女平等に関する活動の支援に関する事。
- (5) 男女平等参画社会の形成に向けた勤労女性及び勤労青少年の活動の支援に関する事。
- (6) 施設の利用に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関する事。

（平26条例53・一部改正）

（使用できる者）

第 4 条 センターを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に通学し、又は通勤する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（使用の許可）

第 5 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(使用料)

第8条の2 使用者のうち大会議室の使用の許可を受けたものは、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(平26条例53・追加)

(使用料の減免)

第8条の3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平26条例53・追加)

(使用料の還付)

第8条の4 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(平26条例53・追加)

(原状回復等)

第9条 使用者は、その使用を終わったとき、又は第8条の規定により使用することができなくなった

ときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(平26条例53・一部改正)

(目的以外の使用)

第10条 市長は、別表に掲げるセンターの施設を第3条に規定する事業の実施を妨げない限度において、第2条に規定する設置目的以外の目的に使用させることができる。この場合においては、第4条から第8条まで及び前3条の規定を準用する。

- 2 前項の規定において準用する第5条第1項の規定により目的以外の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(平26条例53・一部改正)

(損害賠償等)

第11条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(男女平等参画センター運営委員会)

第11条の2 センターの適正かつ円滑な運営を図るため、水戸市男女平等参画センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(平26条例53・追加)

(所掌事項)

第11条の3 委員会は、市長の諮問に応じ、センターの運営に関する重要な事項について審議する。

(平26条例53・追加)

(組織)

第11条の4 委員会は、関係行政機関又は関係団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(平26条例53・追加)

(任期)

第11条の5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平26条例53・追加)

(委員長及び副委員長)

第11条の6 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代

理する。

(平26条例53・追加)

(会議)

第11条の7 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平26条例53・追加)

(庶務)

第11条の8 委員会の庶務は、市民協働部において行う。

(平26条例53・追加, 平27条例9・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用に係る使用の許可、使用料の徴収その他必要な行為は、同日前においても行うことができる。

付 則 (平成26年12月22日条例第53号)

改正 平成27年3月24日条例第13号

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市男女平等参画センターの使用に係る使用の許可、使用料の徴収その他必要な行為は、同日前においても、改正後の水戸市男女平等参画センター条例の例により行うことができる。

(水戸市勤労青少年ホーム条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 水戸市勤労青少年ホーム条例 (平成4年水戸市条例第40号)

(2) 水戸市男女平等参画センター、勤労女性センター及び勤労青少年ホーム運営委員会条例 (平成13年水戸市条例第6号)

(3) 水戸市勤労女性センター条例 (平成22年水戸市条例第4号)

(4) 水戸市男女平等参画センター条例の停止に関する条例 (平成23年水戸市条例第40号)

(経過措置)

4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の水戸市男女平等参画センター，勤労女性センター及び勤労青少年ホーム運営委員会条例第3条の規定により委嘱されている委員は，改正後の第11条の4の規定により委嘱されたものとみなす。

5 前項の規定により委嘱されたものとみなされる委員の任期は，改正後の第11条の5の規定にかかわらず，平成27年11月14日までとする。

付 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月24日条例第13号）抄

（施行期日）

1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。ただし，付則第3項の規定は，公布の日から施行する。

別表（第8条の2，第10条関係）

（平26条例53・全改）

施設名	使用時間			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
小研修室	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
中研修室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
大研修室	3,600円	4,800円	4,800円	13,200円
大会議室	6,500円	9,500円	12,000円	28,000円